

# 第 1 章 総則

## (約款の適用)

- 第 1 条 当社は、この advent WiMAX 2+サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）により advent WiMAX サービスを提供します。
- advent WiMAX サービスの各種プランの内容については別紙に定めるものとします。
  - 本約款に定めのない事項は、UQ コミュニケーションズ株式会社が定める「UQ 通信サービス契約約款」の定めに従うものとします。

## (約款の変更)

- 第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 24 条の 2 第 5 項第 3 号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

## (約款の掲示)

- 第 3 条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

## (用語の定義)

- 第 4 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、advent WiMAX サービスに係る契約に基づいて使用され
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 WiMAX 基地局設備	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号。以下同じとします。）第 49 条の 28 に定める条件に適合する無線基地局設備
10 WiMAX2+基地局設備	無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備
11 CDMA 基地局設備	無線設備規則第 49 条の 6 の 3、第 49 条の 6 の 4 及び第 49 条の 6 の 5 に定める条件に適合する無線基地局設備
12 LTE 基地局設備	無線設備規則第 49 条の 6 の 9 に定める条件に適合する無線基地局設備
13 Wi-Fi 基地局設備	無線設備規則第 49 条の 20 に定める条件に適合する無線基地局設備
14 WiMAX 機器	WiMAX 基地局設備と通信する機能を有する無線機器（CDMA 基地局設備又は WiMAX2+ 基地局設備と通信する機能を有するものを除きます。）
15 WiMAX2+機器	WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線機器
16 Wi-Fi 機器	Wi-Fi 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
17 advent WiMAX 網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備

18	advent WiMAX サービス	advent WiMAX 網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と advent WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
19	契約者回線	無線基地局設備と advent WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
20	WiMAX 回線	無線設備規則第 49 条の 28 に定める条件に適合する電波を用いて WiMAX 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
21	WiMAX2+回線	無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合する電波を用いて WiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
22	LTE 回線	無線設備規則第 49 条の 6 の 9 に定める条件に適合する電波を用いて LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
23	Wi-Fi 回線	Wi-Fi 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
24	サービス取扱所	(1) advent WiMAX サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により advent WiMAX サービスに関する契約事務を行う者の事業所
25	会員契約	この約款に基づき当社から advent WiMAX サービスの提供を受ける資格を得るための契約
26	料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
27	通常料金契約	都度料金契約以外の料金契約
28	advent WiMAX 契約者	当社と会員契約を締結している者
29	M A Cアドレス	WiMAX 機器ごとに定められている固有の番号
30	認証情報	advent WiMAX サービスの提供に際して advent WiMAX 契約者を識別するための情報であって、WiMAX 機器又はハイブリッド機器の認証に使用するもの
31	UIM カード	電話番号その他の情報を記憶して WiMAX2+機器に装着して使用する I Cカードであって、advent WiMAX サービスの提供のために当社が advent WiMAX 契約者に貸与するもの
32	契約開始日	「契約内容のお知らせ」に記載されたご契約開始日となり、本サービスの提供開始日は、当社より端末出荷した日を契約開始日および課金開始日とします
33	料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
34	WiMAX サービス	UQ コミュニケーションズ(株)の WiMAX 基地局設備を用いて当社又は他の電気通信事業者が提供する電気通信サービス
35	提携事業者	K D D I 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
36	セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係る I Pアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
38	プライベート I Pアドレス	グローバル I Pアドレス以外の I Pアドレス
39	WiMAX 通信	WiMAX 回線により行われる通信
40	C D M A通信	C D M A回線により行われる通信
41	WiMAX2+通信	WiMAX2+回線により行われる通信
42	LTE 通信	LTE 回線により行われる通信
43	ハイスピードモード	利用可能な通信を WiMAX 通信及び WiMAX2+通信のみに制限する WiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
44	ハイスピードプラスエリアモード	利用可能な通信を WiMAX2+通信及び LTE 通信のみに制限する WiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
45	消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第 2 章 advent WiMAX 2+サービスの種類

(advent WiMAX 2+サービスの種類)

第 4 条の 2 advent WiMAX 2+サービスには、次の種類があります。

種類	内容
WiMAX2+サービス	当社が無線基地局設備と advent WiMAX 契約者が指定する WiMAX2+機器（その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する advent WiMAX サービス

## 第 3 章 会員契約

### （会員契約の単位）

第 5 条 当社は、会員契約に係る 1 の申込みごとに 1 の会員契約を締結します。この場合、advent WiMAX 契約者は、1 の会員契約につき 1 人に限ります。

### （会員契約申込みの方法）

第 6 条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とその advent WiMAX サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。ただし、WEBエントリー（当社所定のWEBサイトを經由して、当社が定める契約事項を当社の指定する方法に従い当社に送信することをいいます。以下同じとします。）により利用契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。また、当社の電話による料金契約確認を行った場合はその限りではありません。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

### （会員契約申込みの承諾）

第 7 条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

（1）会員契約の申込みをした者が advent WiMAX サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務

をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（2）前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。

（3）会員契約の申込みをした者の年齢が満 13 歳未満であるとき（満 12 歳に達した日の翌日以降の最初の 4 月 1 日が到来しているときを除きます。）。選択した料金等の支払い方法、利用契約の申込みをした者の国籍等の条件により利用契約の申込みが可能な者に例外がある場合があります。その場合、当社は申込み前に利用契約の申込みをする者に対し、別途カード会社等の規約を提示または説明しますので、利用契約の申込みをする者はそれに従わなくてはなりません。

（4）会員契約の申込みをした者が、第 32 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、advent WiMAX サービスの利用を停止されたことがある又は advent WiMAX サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

（5）第 61 条の 2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。

（6）第 62 条（利用に係る advent WiMAX 契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（7）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

### （最低利用期間）

第 8 条 WiMAX2+サービスの利用契約には、その契約開始日の翌料金月から起算して 36 か月間の最低利用期間があります。

### （契約者回線の追加）

第 9 条 advent WiMAX 契約者は、新たに契約者回線（Wi-Fi 回線を除きます。）の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

### **(advent WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出)**

第 10 条 advent WiMAX 契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。

以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに advent WiMAX サービスの契約事務を行うサービス取扱所に電話にて届出するものとします。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 advent WiMAX 契約者は、第 1 項の届出を怠ったことにより、当社または当社提携の債権回収会社（別記 2 に掲げる法人をいいます。以下同じとします。）がその advent WiMAX 契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその advent WiMAX 契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。

4 advent WiMAX 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社または債権回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 前 2 項の場合において、当社または債権回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により advent WiMAX 契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

### **(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)**

第 11 条 advent WiMAX 契約者が会員契約に基づいて advent WiMAX サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

### **(advent WiMAX 契約者の地位の承継)**

第 12 条 相続又は法人の合併若しくは分割により advent WiMAX 契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その advent WiMAX サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

4 advent WiMAX 契約者は、第 1 項の届出を怠った場合には、第 10 条（advent WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）第 3 項から第 6 項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

### **(advent WiMAX 契約者が行う会員契約の解除)**

第 13 条 advent WiMAX 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社ホームページに定める手順に従い、届け出ていただきます。この場合、毎月 20 日までに当社に電話にて通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、毎月 21 日以降に当社に電話にて通知のあったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に利用契約に解約があったものとします。また、一年一括プランについては、更新月のみ届け出が出来るものとし、解約日以降で既にお支払い済みの料金については、ご返金いたしかねます。やむを得ない事情により、更新月以外で利用契約の解除を行う場合も、既にお支払い済みの料金についてのご返金は致しかねます。

### **(当社が行う利用契約の解除)**

第 14 条 当社は、第 32 条（利用停止）の規定により advent WiMAX サービスの利用を停止された advent WiMAX 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、advent WiMAX 契約者が第 32 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、advent WiMAX サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、advent WiMAX 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができます。

4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その利用契約を解除する場合、停止処理を一度でも行ったことがある advent WiMAX 契約者の場合、通知することなく解除することができます。

## (会員契約の終了)

第 15 条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

## (初期契約解除制度)

第 16 条 個人名義にてご契約いただいた通信サービスの「商品」を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、電話申告または書面により本契約の解除を行うことができます。法人名義は対象外となります。この効力は電話申告または書面が弊社に到着したとき生じます。また、「商品」を受領した日から起算して 8 日以内に当社に到着するよう、お願いいたします。フォーマットについては【初期契約解除申請書】をご利用ください。

2.この場合、お客様は advent WiMAX 通信サービスに関して①損害賠償もしくは違約金その他金銭などを請求されることはありません。②但し、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、登録料（代金引換の際に発生した費用を含む）、パソコン・タブレットセットの契約解除料（未開封にてご返却いただいた場合を除く）および素手の工事が実施された場合の工事費は請求されます。当該請求に係る額は、交付された契約書面に記載した額となります。また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金等を除く。）をお客様に返還いたします。※代金引換にてお支払いいただいた場合の代金引換手数料につきましては、配送会社にお支払いいただいているものとなりますので、返還はいたしかねます。

3.オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。同時に端末を購入の場合、初期契約解除時には、購入した端末の返却にご協力をお願いいたします。

## (更新月の通知)

第 17 条 当社は、advent WiMAX 契約者に対し、事前の更新月通知を行います。通知方法は、届出のメールアドレス宛にメールにて通知いたします。

2.advent WiMAX 契約者が、前項の通知に必要な契約者情報の届出を怠ったことにより、契約者連絡先に宛てた通知が不到達であっても、通常その到達すべき時にその advent WiMAX 契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。

3.advent WiMAX 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて通知した場合についても、前項と同様とします。

4.前 2 項の場合において、当社は、その通知に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

5. 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により advent WiMAX 契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

## 第 4 章 料金契約

### 1 通常料金契約（料金契約の単位）

第 18 条 当社は、1 の申込みごとに 1 の料金契約を締結します。

## (料金契約申込みの方法)

第 19 条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とその advent WiMAX サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。ただし、WEBエントリーにより利用契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。ただし当社の電話による料金契約確認を行った場合はその限りではありません。

2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

## (利用可能な advent WiMAX サービスの種類)

第 19 条の 2 当社は、料金契約の種類に応じて、それぞれ下表の右欄に定める advent WiMAX サービスを提供します。

料金契約の種類	利用可能な advent WiMAX サービスの種類
通常料金契約	WiMAX2 + サービス

## (料金契約申込みの承諾)

第 20 条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第 7 条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### （advent WiMAX サービスの利用の一時中断）

第 21 条 当社は、advent WiMAX 契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係る advent WiMAX サービスの利用の一時中断（その請求のあった advent WiMAX サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

#### （料金契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第 22 条 advent WiMAX 契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### （advent WiMAX 契約者が行う料金契約の解除）

第 23 条 advent WiMAX 契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその advent WiMAX サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

#### （当社が行う料金契約の解除）

第 24 条 当社は、第 32 条（利用停止）の規定により advent WiMAX サービスの利用を停止された advent WiMAX 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、advent WiMAX 契約者が第 32 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、advent WiMAX サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、advent WiMAX 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4 当社は、第 1 項又は第 2 項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめ advent WiMAX 契約者にそのことを通知します。

#### （料金契約の終了）

第 25 条 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

2 前項の規定によるほか、都度料金契約は、最後に利用可能期間が満了した日（利用開始登録を行ったことがない都度料金契約にあっては、その都度料金契約の申込みを承諾した日とします。）の翌日から起算して 90 日間が経過したときは、その経過した日をもって終了するものとします。

## 第 5 章 オプション機能

#### （料金契約の終了）

第 25 条の 2 当社は、advent WiMAX 契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、advent WiMAX 契約者は、そのオプション機能を利用する 1 の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

#### （advent WiMAX サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い）

第 25 条の 3 当社は、advent WiMAX サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

#### （都度料金契約に係るオプション機能の取扱い）

第 25 条の 4 advent WiMAX 契約者は、都度料金契約に係るオプション機能については、その利用可能期間内に限り利用することができます。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。



## 第 6 章 無線機器の利用

### 第 1 節 UIM カードの貸与等

#### (UIM カードの貸与)

第 25 条の 5 当社は、WiMAX2+サービスの提供に際して、advent WiMAX 契約者に対し、UIM カードを貸与します。この場合において、貸与する UIM カードの数は、1 の料金契約につき 1 とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する UIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを advent WiMAX 契約者に通知します。

#### (電話番号その他の情報の登録等)

第 25 条の 6 当社は、UIM カードを貸与する場合には、その UIM カードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

#### (UIM カードの情報消去及び破棄)

第 25 条の 7 advent WiMAX 契約者は、当社から貸与を受けている UIM カードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってその UIM カードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。ただし、advent WiMAX 契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へその UIM カードを返却していただきます。

#### (UIM カードの管理責任)

第 25 条の 8 advent WiMAX 契約者は、当社から貸与を受けている UIM カードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 advent WiMAX 契約者は、UIM カードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、advent WiMAX 契約者以外の者が UIM カードを利用した場合であっても、その UIM カードの貸与を受けている advent WiMAX 契約者が利用したもののみならず取り扱います。

4 当社は、UIM カードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

#### (UIM カード暗証番号)

第 25 条の 9 advent WiMAX 契約者は、当社が別に定める方法により、UIM カードに UIM カード暗証番号（その UIM カードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からその UIM カードの貸与を受けている advent WiMAX 契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その advent WiMAX 契約者が登録を行ったものとみなします。

2 advent WiMAX 契約者は、UIM カード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

### 第 2 節 WiMAX 機器の接続等

#### (WiMAX 機器の接続)

第 26 条 advent WiMAX 契約者は、シングルサービスに係る契約者回線に WiMAX 機器（当社に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びシングルサービスに係る契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その接続が別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないとき。
- (2) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。(1) 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

- (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 advent WiMAX 契約者が、その WiMAX 機器を変更した場合についても、前 4 項の規定に準じて取り扱います。
- 6 advent WiMAX 契約者は、その契約者回線への WiMAX 機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。
- 7 当社は、第 2 項の定めにより承諾した WiMAX 機器について、その契約者回線への接続に必要な情報の登録（以下「WiMAX 機器登録」といいます。）を行います。

#### **(WiMAX 機器登録の廃止)**

第 26 条の 2 当社は、次のいずれかに該当するときは、その WiMAX 機器登録を廃止します。

- (1) 会員契約の解除があったとき。
- (2) 料金契約の解除があったとき。
- (3) advent WiMAX 契約者から廃止の請求があったとき（1 の料金契約における全ての WiMAX 機器登録を廃止することとなるときを除きます。）。
- (4) その他当社が必要と判断したとき。

#### **(WiMAX 機器への認証情報の書込み)**

第 26 条の 3 当社は、WiMAX 機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であって、その WiMAX 機器に WiMAX 基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、その WiMAX 機器への認証情報の書込みを行うものとします。

ただし、その WiMAX 機器が WiMAX 基地局設備からの電波を受けることができない区域に在圏している場合その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

### **第 3 節 WiMAX2+機器の接続等**

#### **(WiMAX2+機器の接続)**

第 27 条 advent WiMAX 契約者は、WiMAX2+サービスに係る契約者回線に WiMAX2+機器（当社及び提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの並びに WiMAX2+サービスに係る契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。（1）その接続が技術基準等に適合しないとき。

- (2) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。（1）事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

- (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 advent WiMAX 契約者が、その WiMAX2+機器を変更した場合についても、前 4 項の規定に準じて取り扱います。

6 advent WiMAX 契約者は、その契約者回線への WiMAX2+機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

### **第 4 節 無線機器の検査等**

#### **(無線機器に異常がある場合等の検査)**

第 28 条 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、advent WiMAX 契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、advent WiMAX 契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 advent WiMAX 契約者は、第 1 項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。



### (無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第 29 条 advent WiMAX 契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、advent WiMAX 契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 advent WiMAX 契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

### (無線機器の電波法に基づく検査)

第 30 条 前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

## 第 7 章 利用中止及び利用停止

### (利用中止)

第 31 条 当社は、次の場合には、advent WiMAX サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 35 条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

当社は、前項の規定により advent WiMAX サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその advent WiMAX 契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

第 32 条 当社は、advent WiMAX 契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（advent WiMAX サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は債権回収会社に支払われるまでの間、第 3 号又は第 4 号の規定に該当するときは、当社が advent WiMAX 契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間）、その advent WiMAX サービスの利用を停止することがあります。

(1) 債権回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を債権回収会社から受けたとき。

(2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。(3) advent WiMAX サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。

(4) 第 10 条（advent WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。(5) advent WiMAX 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の当社提供サービスに係る料金その他の債務又は advent WiMAX 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の当社提供サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(6) advent WiMAX 契約者がその advent WiMAX サービス又は当社と契約を締結している他の当社提供 サービスの利用において第 62 条（利用に係る advent WiMAX 契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(7) 第 28 条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。

(8) 第 29 条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第 30 条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。

(9) 第 50 条（保証金）に規定する保証金を預け入れないとき。

(10) 第 61 条の 2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。

(11) 料金の支払の為の情報（口座振替情報、クレジットカード情報、本人確認書類、および支払手続きに必要な書類一式）が不足している場合、申込み日、または不備の事実を当社が確認した日から起算して 10 日以上経過したとき。当社は契約者に通知することなく利用停止を行えるものとする。

2 当社は、前項の規定により advent WiMAX サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその advent WiMAX 契約者に通知します。ただし、前項第 6 号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第 8 章 通信

### (インターネット接続サービスの利用)

第 33 条 advent WiMAX 契約者は、インターネット接続サービス（advent WiMAX サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

### (通信の条件)

第 34 条 当社は、advent WiMAX サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。ただし、その区域内であっても、屋内、

地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 advent WiMAX サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するもので

はありません。

4 advent WiMAX サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 advent WiMAX 契約者は、1 の料金契約において、同時に 2 以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6 advent WiMAX 契約者は、1 の料金契約において、同時に 2 以上の Wi-Fi 機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

7 電波状況等により、advent WiMAX サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

8 無線機器に使用される IP アドレスには、プライベート IP アドレスとグローバル IP アドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

### (通信利用の制限)

第 35 条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関  
水道の供給の確保に直接関係がある機関  
ガスの供給の確保に直接関係がある機関  
選挙管理機関  
別記 3 の基準に該当する新聞社等の機関  
預貯金業務を行う金融機関  
国又は地方公共団体の機関

第 35 条の 2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) WiMAX 通信について、1 の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符合が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。

(2) WiMAX2+通信及び LTE 通信について、当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その WiMAX2+回線及び LTE 回線に係る通信の帯域を制限すること。

(3) WiMAX2+通信及び LTE 通信について、1 料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含み、WiMAX2+通信と LTE 通信の双方の情報量を合算したものとします。）が 7,516,192,768 バイト（7 GB）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その WiMAX2+回線及び LTE 回線に係る通信の伝送速度を最高 128Kbit/s に制限すること（以下「WiMAX2+総量規制」といいます。）。(4) 料金プランに関わらず、前 3 項とは別に、3 日間で 10GB 以上利用した場合、混雑回避のための速度制限を行います。

【2017 年 2 月 2 日以降】

ネットワーク混雑回避のため、前日までの直近 3 日間で WiMAX2+および LTE 方式の通信量の合計が 10GB 以上となった場合、ネットワーク混雑時間帯（18 時から翌日 2 時頃\*1）にかけて WiMAX2+および LTE 方式の通信速度を概ね 1Mbps\*2 に制限します。但し 2 時前より継続して利用している通信については、2 時以降も最大で 6 時ごろまで制限が継続すること\*3 があります。

\*1：2017 年 2 月現在

\*2：送受信の最大速度であり、実際の速度は電波環境などに応じて 1Mbps 以下となることがあります。

\*3：一旦通信を切断することにより当該制限は解除されます。

(5) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が advent WiMAX サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

第 35 条の 3 当社は、前 2 条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した WiMAX2+機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第 35 条の 4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

## 第 9 章 料金等

### 第 1 節 料金及び工事に関する費用

#### （料金及び工事に関する費用）

第 36 条 advent WiMAX サービスの料金は、料金表第 1 表（advent WiMAX サービスに関する料金）に規定する基本使用料、パケット通信料、契約解除料、インターネット接続料、LTE オプション料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、口座振替手数料、請求書発行手数料及び督促手数料とします。2 advent WiMAX サービスの工事に関する費用は、料金表第 2 表（工事費）に規定する工事費とします。

### 第 2 節 料金等の支払義務

#### （基本使用料の支払義務）

第 37 条 advent WiMAX 契約者は、その通常料金契約に係る契約開始日から起算して通常料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（契約開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により advent WiMAX サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。（1）advent WiMAX 契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

（2）advent WiMAX 契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

（3）前 2 号の規定によるほか、advent WiMAX 契約者は、次の場合を除き、advent WiMAX サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

区別	支払いを要しない料金
advent WiMAX 契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線（通常料金契約に係るものに限り。）を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

#### （基本使用料の日割り）

第 38 条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

（1）その契約開始日が料金月の起算日以外の日であったとき。

（2）料金月の起算日以外の日に基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。

（3）第 37 条（基本使用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。

（4）第 43 条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

2 前項第 1 号から第 3 号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第 37 条（基本使用料の支払義務）第

2 項第 3 号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

3 第 1 項第 4 号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

#### （契約解除料の支払義務）

第 39 条 advent WiMAX 契約者は、シングルサービスおよび WiMAX2 サービスにおいて、最低利用期間中に通常料金契約の解除があったときは、料金表第 1 表第 2（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

#### （LTE オプション料の支払義務）

第 39 条の 2 advent WiMAX 契約者は、WiMAX2+サービスにおいて、ハイスピードプラスエリアモードにより確立したセッションが終了した料金月について、料金表第

1 表第 6（LTE オプション料）に規定する LTE オプション料の支払いを要します。

#### （ユニバーサルサービス料の支払義務）

第 39 条の 3 advent WiMAX 契約者は、料金月の末日が経過した時点で WiMAX2+サービスの提供を受けていたときは、料金表第 1 表第 7（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 advent WiMAX 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

#### **(手続きに関する料金の支払義務)**

第 40 条 advent WiMAX 契約者は、advent WiMAX サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 8 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### **(督促手数料の支払義務)**

第 41 条 advent WiMAX 契約者は、当社又は債権回収会社が督促通知 (料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。) を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第 1 表第 6 (督促手数料) に規定する督促手数料の支払いを要します。

### **第 3 節 料金等の計算及び支払い**

#### **(料金の計算方法等)**

第 43 条 当社は、advent WiMAX 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料、LTE オプション料、ユニバーサルサービス料、WiMAX 機器追加利用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 料金の計算は、料金表に規定する税込額 (消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。) により行います。

ただし、料金を日割りする場合には、料金表に規定する税込額に代えて、同表の税抜額 (消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。) を日割りした額に消費税相当額を加算した額を適用します。

#### **(債権の譲渡)**

第 44 条 advent WiMAX 契約者は、その通常料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が債権回収会社に譲渡することを承諾していただきます。

2 前項の譲渡に関して、advent WiMAX 契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。

(1) advent WiMAX 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が債権回収会社に提供すること。

(2) 債権回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、債権回収会社から当社へその旨の通知を受けること。

3 第 1 項の場合において、当社及び債権回収会社は、advent WiMAX 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

#### **(債権の買い戻し)**

第 45 条 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、債権回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社および債権回収会社は、advent WiMAX 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

#### **(料金等の請求)**

第 45 条の 2 当社及び債権回収会社は、当社又は債権回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行は致しかねます。

#### **(料金等の支払い)**

第 46 条 advent WiMAX 契約者の利用契約に係る料金等の支払方法はクレジットカード払いのみとします。2 料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。3 advent WiMAX 契約者は、advent WiMAX 契約者の利用契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

#### (料金の一括後払い)

第 47 条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、advent WiMAX 契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### (料金等の臨時減免)

第 48 条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲載する等の方法により、そのことを周知します。

#### (期限の利益喪失)

第 49 条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、advent WiMAX 契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び債権回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

- (1) advent WiMAX 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
- (2) advent WiMAX 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- (3) advent WiMAX 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) advent WiMAX 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
- (5) advent WiMAX 契約者の所在が不明であるとき。
- (6) advent WiMAX 契約者が保証金を預け入れないとき。
- (7) その他 advent WiMAX 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 advent WiMAX 契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに advent WiMAX サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

### 第 4 節 割増金及び延滞利息

#### (割増金)

第 50 条 advent WiMAX 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### (延滞利息)

第 51 条 advent WiMAX 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

### 第 5 節 端数処理

#### (端数処理)

第 53 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

## 第 10 章 保守

#### (当社の維持責任)



第 54 条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

#### （advent WiMAX 契約者の維持責任）

第 55 条 advent WiMAX 契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、advent WiMAX 契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

#### （advent WiMAX 契約者の切分責任）

第 56 条 advent WiMAX 契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

#### （修理又は復旧）

第 57 条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

## 第 11 章 損害賠償

#### （責任の制限）

第 58 条 当社は、通常料金契約に基づき advent WiMAX サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線（通常料金契約に係るものに限り、以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その advent WiMAX 契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限り、）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその advent WiMAX サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

（1）料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する料金

（2）料金表第 1 表第 2（パケット通信料）に規定する料金（その会員契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前 6 料金月における 1 通常料金契約当たりの 1 日平均のパケット通信料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第 38 条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、advent WiMAX サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

#### （免責）

第 59 条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、advent WiMAX サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、advent WiMAX 契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担致しかねます。

3 当社は、利用契約お申込み受付後、WiMAX 機器の発送を即日行いますが、機器の在庫状況、運送事情等により advent WiMAX 契約者への機器の到着が遅延する場合あります。その場合、当社はその間に生じた advent WiMAX 契約者の損害については、その責任を負わないものとします。

## 第 12 章 雑則

## **(承諾の限界)**

第 60 条 当社は、advent WiMAX 契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

## **(無線事業における利用の禁止)**

第 60 条の 2 advent WiMAX 契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話又は PHS に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

## **(利用に係る advent WiMAX 契約者の義務)**

第 61 条 advent WiMAX 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で advent WiMAX サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記 4 に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 advent WiMAX 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

## **(他の電気通信事業者への通知)**

第 63 条 advent WiMAX 契約者は、第 13 条（advent WiMAX 契約者が行う会員契約の解除）、第 14 条（当社が行う会員契約の解除）又は第 15 条（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記 5 に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（advent WiMAX 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限り。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 63 条の 2 advent WiMAX 契約者は、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容及び契約状況等の情報（提携事業者が当社と提携して行う割引等の適用又は案内等に必要なものに限り。）を当社が提携事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

## **(advent WiMAX 契約者に係る情報の利用)**

第 64 条 当社は、advent WiMAX 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（advent WiMAX 契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、advent WiMAX サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

## **(公衆無線 LAN サービスの認証)**

第 64 条の 2 WiMAX2+サービスを利用している advent WiMAX 契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi-Fi 提携事業者」といいます。）が公衆無線 LAN サービス契約約款に基づき advent WiMAX 契約者へ提供する「au Wi-Fi SPOT」の認証において、Wi-Fi 提携事業者から当社へその advent WiMAX 契約者が使用している UIM カードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。

2 当社は、前項の対応に関して生じた損害については、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

**(認定機器以外の無線機器の扱い)**

第 64 条の 3 advent WiMAX 契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

**(検査等のための WiMAX 機器の持込み)**

第 65 条 advent WiMAX 契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 第 26 条（WiMAX 機器の接続）から第 30 条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。
- (2) その他当社が必要と認めるとき。

**(合意管轄裁判所)**

第 66 条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**(準拠法)**

第 67 条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

## 料金表

**第 1 表 advent WiMAX サービスに関する料金**

**第 1 基本使用料**

1 適用

基本使用料の適用については、第 37 条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用				
(1) 基本使用料の料金種別の選択	<p>ア 基本使用料には、advent WiMAX サービスの種類に応じて、次の料金種別があります。WiMAX2+サービスに係るもの</p> <table border="1"><tr><td>基本使用料の料金種別</td></tr><tr><td>advent WiMAX 2+ ライトプラン</td></tr><tr><td>advent WiMAX 2+ ギガ放題プラン</td></tr></table> <p>イ advent WiMAX 契約者は、通常料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。 ウ advent WiMAX 契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱</p>	基本使用料の料金種別	advent WiMAX 2+ ライトプラン	advent WiMAX 2+ ギガ放題プラン
基本使用料の料金種別				
advent WiMAX 2+ ライトプラン				
advent WiMAX 2+ ギガ放題プラン				

	<p>所に申し込んでいただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、次のとおり取り扱います。ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りでありません。</p> <p>(ア) WiMAX2+サービスに係る基本使用料の料金種別の変更については、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>
--	---

## 2 料金額

### 2-2 WiMAX2+サービスに係るもの

1 通常料金契約ごとに月額	
区分	料金額
	税抜額
advent WiMAX 2+ ライトプラン	3,696 円(税抜)
advent WiMAX 2+ ギガ放題プラン	4,380 円(税抜)

1 通常料金契約ごとの月額にはユニバーサルサービス料が含まれています。

2 お申込時に適用されたキャンペーンにより、実際の月額料金と異なる場合がございます。適用キャンペーンにつきましては、お申込後にお送りします「契約内容のお知らせ」にてご確認くださいませよう、お願いいたします。

3 上記はおトク割の適用後の料金となります。

月の途中でのご加入の場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。

月の途中で解約の場合、基本使用料の日割り計算は行いません。

おトク割は課金開始日を含む月の翌月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月間割引が適用されます。

おトク割適用期間満了の翌月より長期割が自動的に適用となります。

## 第 2 契約解除料

advent WiMAX 2+サービスに係るもの

契約期間			
advent WiMAX 2+ ライトプラン、advent WiMAX 2+ ギガ放題プラン			
契約解除料 (税抜)			
～24 ヶ月以内	25 ヶ月～36 ヶ月以内	更新月	38 ヶ月以降(更新月以外)
24,815 円	9,500 円	0 円	9,500 円

(備考)

定期プランの適用を開始した日を含む料金月の翌料金月から 12 料金月経過ごとに 1 年として取り扱います。

(適用除外要件)

- ① 満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。
- ② 更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。

## 第 3 LTE オプション料

### 1 適用

LTE オプション料の適用については、第 39 条の 2 (LTE オプション料の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

## 2 料金額

1 通常料金契約ごとに月額	
区分	料金額
	税抜額
LTE オプション料	1,005 円(税抜)

### 第 5 ユニバーサルサービス料

1 通常料金契約ごとに月額	
区分	料金額
	税抜額
ユニバーサルサービス料 ユニバーサルサービス料は 1 通常料金契約ごとの月額に含まれています。	2 円 (税抜)

### 第 6 手続きに関する料金

#### 1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 40 条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用		
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	区分	内容
	登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 UIM
	UIM カード再発行手数料	UIM カードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たな UIM カードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	WiMAX 機器登録料	通常料金契約に係る WiMAX 機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

## 2 料金額

区分	単位	料金額
		税抜額
登録料	1 通常料金契約ごとに	3,000 円(税抜)
UIM カード再発行手数料	1 枚ごとに	2,000 円(税抜)

#### 4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為

(5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為 (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為 (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為 (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為 (10) インターネット接続サービスにより利用する情報を改ざんし、又は消去する行為

(11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為

(12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為

(13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為

(14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為

(15) その他法令に違反する行為

(16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為  
advent WiMAX 2+サービスを提供する会社

アドベント株式会社

■アドベント（advent）サポートセンターお問い合わせはこちら

メール（問い合わせフォーム）：

<https://adventkk.co.jp/contact.html>

受付時間：

平日土日祝日 12時～14時 15時～18時（火・水以外）

※年末年始を除く

2019年7月11日 一部改訂